

県立がんセンター運営懇話会開催要綱

(目的)

第1条 病院運営に当たって、県民の多様な意見を求め、県民の医療ニーズを的確に反映させるため、県立がんセンター運営懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 懇話会の検討事項は次のとおりとする。

- (1) 病院運営についての意見交換に関すること。
- (2) その他病院長が必要と認める事項についての意見交換に関すること。

(運営)

第3条 懇話会は、別表に掲げる10人以内の者をもって構成する。

(構成員の任期)

第4条 構成員の任期は2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 構成員は再任されることができる。

(座長)

第5条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、構成員の互選によって定める。
- 3 座長は、懇話会を総括し、議事進行にあたる。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する構成員が、その職務を代理する。

(懇話会の開催)

第6条 懇話会の開催に係る構成員の招集は病院長が行う。

- 2 構成員（団体の代表者に限る。）は、事故その他のやむを得ない理由により懇話会に出席できないときは、あらかじめ病院長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、懇話会が開かれる前に委任状を病院長に提出しなければならない。
- 3 病院長が必要と認めたときは、懇話会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 構成員が懇話会に出席したとき又はその他の懇話会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

- 2 前条第2項の規定に基づき、代理人が懇話会に出席したときは、代理人に対して構成員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 構成員が懇話会に出席したとき又はその他の懇話会の職務に従事したときは、旅費を支給する。

- 2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定に

より行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

- 3 第6条第2項の規定に基づき、代理人が懇話会に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合において、代理人の格付けは、構成員本人と同様とする。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。